



保医発0331第1号
平成26年3月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」
の一部改正について（通知）

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項については、平成18年3月15日保医発第0315001号により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の改正が、平成26年4月1日より適用されることから、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」（平成18年3月15日付保医発第0315001号通知）の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

2の(1)を次のように改める。

治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の104.8に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について 新旧対照表

新	旧
小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について 1 (略) 2 治療用眼鏡等の療養費の支給申請費用 (1) 治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</u> (平成 18 年厚生労働省告示第 528 号) <u>別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の 100 分の 104.8 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</u> (2) ~ (3) (略) 3 (略) 4 (略)	小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について 1 (略) 2 治療用眼鏡等の療養費の支給申請費用 (1) 治療用眼鏡等を療養費として支給する額は、<u>児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準</u> (昭和 48 年厚生省告示第 187 号) <u>別表 1 交付基準中に定められた年齢階層別の装具における「眼鏡 弱視眼鏡 掛けめがね式」又は「眼鏡 コンタクトレンズ」に表記している価格の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</u> (2) ~ (3) (略) 3 (略) 4 (略)